

## プール及びテニス・コート利用規程（平成30年4月～平成31年3月）

在インド日本国大使館は、日本人会会員及びそのご家族の方々に対し、本規程によりプール及びテニス・コートを開放致します。

1.（利用原則）当館プール及びテニス・コートの利用者は、日本人会会員の方々並びにそのご家族とさせていただきます。事故防止、防犯等の安全管理は、プール及びテニス・コートを利用される皆様の責任の下でお願い致します。プール及びテニス・コートでの万一の事故については、大使館及び日本人会は一切の責任を負いかねますので、皆様の自己責任での節度あるご利用をお願い致します。また、施設の安全な利用を確保するため、12歳未満のお子様は、必ず保護者同伴にてご利用願います。保護者の方は、お子様が事故等に遭わないよう、お子様から絶対に目を離さないでください。

テニス・コートについては、プレイされないお子様の来場は、安全確保上の観点から、ご遠慮願います。

プールについては、乳幼児（おむつがとれていない乳幼児）のご利用はご遠慮願います。

2.（開放日時）プールの開放日時は、平成30年4月1日から同9月30日まで、テニス・コートの開放日時は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの毎週土曜日、午前10：00～午後5：00までとします。尚、大使館の公的行事のためプール及びテニス・コートを開放できない場合は、日本人会を通じて事前にご連絡いたします。

3.（利用者登録及び利用申し込み）プール及びテニス・コートの利用にあたっては、利用者登録をされた方に限らせていただきますので、利用を希望される方は、あらかじめ日本人会で利用者登録を行い、利用者登録証の発行を受ける必要があります。

利用者登録証の発行を受けた利用希望者は、所定の利用届を、利用日の週の月曜日から木曜日午後5時までに、[jpemb.pl@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb.pl@nd.mofa.go.jp)まで、①利用者名（日本語、ローマ字の両方で表記ください）、②人数、③入館予定時間、④連絡先（自宅及び携帯の両方）、⑤メールアドレス、⑥緊急時の連絡先を記入の上、送信してください。利用者は、大使館入構時に、送信済メールの写し、利用者登録証及び写真付きの身分証明書（ID、免許証等）を、正門警備員に御提示いただくようお願い致します。利用届をご提出いただいていない方の入構はできませんので、予めご了承ください。

4.（駐車）構内への駐車は出来ませんので、あらかじめご了承ください。

5.（プール及びテニス・コート以外の施設立ち入り）施設の保安上、プール、テニス・コート及び更衣室以外への立ち入りはご遠慮願います。

6.（カメラ等による撮影）大使館ならびに関連施設の保安上の理由により、プール及びテニス・コートを含む構内での写真・ビデオ撮影はご遠慮願います。

7. (事故・傷病の際の連絡先) 万が一体調が悪くなった場合や事故の際に対応可能な当館至近の病院は以下のとおりです。

PRIMUS SUPER SPECIALITY HOSPITAL

住所：Chandragupta Marg, Chanakyapuri, New Delhi-110 021

電話：011-6620-6630(-40) (外来予約)

8. (所持品開披) 構内への危険物(刃物・花火・爆竹等)持込みはご遠慮願います。これに伴い、入構時の正門門衛所での所持品開披にご協力をお願い致します。
9. (酒類持込みの禁止等) アルコール類の構内持込みを禁止します。また、酔った状態でのプール及びテニス・コート利用を禁止します。
10. (盗難・紛失) プール及びテニス・コート利用時の所持品の盗難・紛失に関し、大使館及び日本人会は一切の責任を負いかねます。貴重品は、利用者の皆様自身で保管・管理をお願い致します。
11. (事故免責) プール及びテニス・コート利用中の一切の事故については、利用者自己責任原則の下、大使館及び日本人会は一切の責任を負いません。
12. (弁償責任) 利用者は、大使館の施設又は設備を故意又は重大な過失により毀損又は亡失したときは、弁償の責任を負います。
13. (監視員の配置) プールの利用時には、日本人会に監視員を適切に配置していただきます。監視員が不在の場合は、監視員が来るまで、プール利用を待っていただく様、お願い致します。

上記、「プール及びテニス・コート利用規程」に関し、監視員等から違反行為が報告された場合等は、施設利用を中止します。

(了)